

<親が亡くなった時に必要な手続き>

FPネットワーク神奈川会員 稲川 純

最近高齢の父を亡くしました。いつかこんな日が来るとは思っていたのですが、老親の死を前にすればだれでも動揺してしまいます。亡くなった後は葬儀社との打合せ、通夜、葬儀とわずか数日の間にさまざまなことをやらなければならない非常に慌ただしくなりますが、それでも期限のある手続きをしなければなりません。親が亡くなった時にしなければならない相続に関する主な手続きについて紹介します。

■ 相続に関する主な手続き

(1) 死亡届の提出：手続き先：市区町村役場（期限：7日以内）以下同様
死亡届は死亡診断書とセットで1枚の用紙になっています。死亡診断書は医師に記入してもらい、死亡届は届出人が必要事項を記入し署名・押印して提出します。また火葬のための火葬許可申請書も一緒に提出します。なお、提出は葬儀社に代行してもらえます。
世帯主が亡くなったことで世帯員が2人以上いる場合は、14日以内に世帯主変更届を提出します。印鑑登録は死亡届により廃止されるので手続きは不要です。

(2) 年金受給停止の手続：年金事務所（厚生年金は10日以内、国民年金は14日以内）
年金受給者死亡届を提出します。年金事務所に電話で問い合わせると郵便で必要な書類が送られてきて、提出も年金事務所に行くことなく手続きができます。未支給の年金がある場合は、未支給年金請求書を提出することにより請求者（相続人）に支払われます。
死亡者の年金証書、請求者の戸籍謄本、死亡者の住民票除票、請求者の世帯全員の住民票、生計同一関係に関する申立書が必要になります。マイナンバーカードがあると住民票を省略できます。
障害基礎年金、遺族基礎年金は市区町村役場への届出が必要です。

(3) 健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、身体障害者手帳等の資格喪失届：市区町村役場（14日以内）
会社員で健康保険に加入していた場合、会社経由5日以内
後期高齢者医療保険等の葬祭費申請により葬祭費5万円（自治体によって異なる）が葬儀執行者（喪主）に支給されます。亡くなった人の保険証、申請者が喪主であることが確認できる書類（領収書、案内文など）、申請者の口座情報などが必要です。

NPO法人 FPネットワーク神奈川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

カルチャークラブ

(4) 死亡保険金の請求手続き：保険会社（3年以内）

生命保険に加入していた場合、保険会社に保険金を請求しましょう。必要書類は保険会社に問い合わせましょう。また、入院していた場合、未請求分の入院給付金や手術給付金等も請求しましょう。

(5) 公共料金や各種サービスの変更手続・解約：各事業者

電気、ガス、水道、固定電話、携帯電話、NHK、各種会費・サービス利用料金、クレジットカード、月賦支払契約等。手続きを失念すると費用が継続して発生する場合がありますのでご注意ください。

(6) 相続人の確定・戸籍謄本等の取得：市区町村役場

手続きが必要な不動産や金融機関の数が多い場合は、法務局で「法定相続情報一覧図」を作ってもらえると便利です（郵送申請可、無料）。

(7) 遺言書の有無の確認

公正証書遺言書は公証役場で、自筆証書遺言書保管制度を利用していた場合は法務局で検索できます。いずれも検認は不要です。

(8) 自筆証書遺言の場合、検認手続き：家庭裁判所

遺言書の保管者、または、発見した相続人は遺言者の死亡を知った後、遅滞なく遺言書を遺言者の最後の住所地の家庭裁判所に提出して、その検認を受けなければなりません。検認とは、相続人に対し遺言の存在および内容を知らせるとともにその遺言書が遺言者の書いたものであることを確認し、偽造・変造を防止するための手続きです。

遺言書の有効・無効を判断する手続きではありません。必要な書類は、遺言者の出生から死亡までの戸籍・除籍・改正原戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本です。

(9) 相続財産の調査、把握

不動産の評価額は春に市区町村役場から送付される固定資産課税明細書で確認できます。借入金など負の財産も相続財産となります。

(10) 相続放棄・限定承認・単純承認の選択：家庭裁判所（3ヶ月以内）

NPO法人 FPネットワーク神奈川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

相続放棄はプラスの財産もマイナスの財産もすべて引き継がない相続方法です。限定承認とは、相続財産で債務を弁済した後に残余がある場合相続するもので、相続人全員で行います。単純相続とはプラスの財産、マイナスの財産すべて相続することです。相続放棄も限定承認も手続きを3ヶ月以内にしないと自動的に単純相続を選んだとみなされます。

(11) 被相続人の所得税の申告納付(準確定申告)：税務署(4ヶ月以内)
被相続人が生前に所得を得ていた場合に必要です。不要な場合もありますので、準確定申告が必要かどうかは、国税庁のHPなどで確認しましょう。

(12) 遺産分割協議の実施、遺産分割協議書の作成(遺言書のない場合)

(13) 預貯金・有価証券出資金等の解約や名義変更：金融機関等
銀行の場合、相続手続き依頼書等を提出します。必要な書類は、被相続人の預金通帳、カード等、被相続人の出生から死亡までの戸籍・除籍・改正原戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、相続人全員の印鑑登録証明書です。

(14) 相続税の申告・納付：税務署(10ヶ月以内)
遺産額が基礎控除額【3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)】を超えていた場合に必要です。

(15) 不動産の相続登記：法務局(3年以内)
令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。相続人は不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが法律上の義務になります。法務局に申請する必要があります。

■ おわりに

以上、相続に関する主な手続きをかいつまんで紹介しました。親の遺産や手続きに関する不安を減らし、適切な手続きを行っていただければ幸いです。親の思い出を大切にしながら、手続きをスムーズに進めましょう。また遺された家族に迷惑をかけないためにも自分自身の終活をしましょう。